

平成28年度 国民健康保険税の仮算定

- 平成28年度 国保税（仮算定）納税通知書を送付します
- 収入が0円の人も申告が必要です
- コンビニでの納付が4月から可能になります

問合せ 国保ねんきん課 ☎33-4113
または各支所健康福祉地域事務所



国保税（仮算定）納税通知書を送付します

平成28年度の国民健康保険税（仮算定）の納税通知書を送付します。世帯主自身に世帯主宛に送付します。世帯主自身が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者です。

納期と税額の計算方法

▼普通徴収世帯（納付書や口座振替の人）
仮算定期間は、1～3期（4・5・6月）です。税額は、平成27年度国保税年額の12分の1相当額を各1期分の税額として算定しています。

納期	
1期	4月
2期	5月
3期	6月
4期	7月
5期	8月
6期	9月
7期	10月
8期	11月
9期	12月
10期	1月
11期	2月
12期	3月

本算定

▼特別徴収世帯（年金差し引きの人）

仮算定期間は、1～3期（4・6・8月）です。税額は、原則として、平成27年度6期（2月）と同額、または平成27年度国保税年額の6分の1相当額を各1期分の税額として算定しています。

納期	
1期	4月
2期	6月
3期	8月
4期	10月
5期	12月
6期	2月

本算定



収入が0円の人も申告が必要です

確定申告や市県民税申告が不要な人でも、国保税の算定や軽減をするために、申告が必要な場合があります。次の人以外は、たとえ収入が0円の場合でも、申告が必要です。

- ・給与収入者
- ・年金受給者
- ・確定申告を税務署にした人
- ・市県民税の申告を市にした人
- ・18歳未満の人

※給与収入者や年金受給者で、それ以外に所得がある場合は申告が必要です。

申告がないと次のような不利益を生じる場合があります

- 国保税の算定に用いる所得がわからないため、標準的な課税となり、低所得世帯であっても国保税が軽減されない。
- 前期高齢者（70歳から74歳まで）の負担割合や食事代減額の判定、高額療養費支給の自己負担限度額の判定ができない。

コンビニでの納付が4月から可能になります

4月からコンビニで納付することができるようになります。

※詳細は、「広報やつしろ3月号」をご覧ください。

平成28年度から 国民健康保険税の 税率等が変わります

八代市の国保税の税率は、平成20年度の制度改正以降引き上げることなく、据え置きましたが、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増加、加入者の減少による国保税収の減少により、厳しい運営を余儀なくされています。加入者の皆様にご負担をお願いすることとなりますが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。

▼改定の内容は下記の2点です

1. 軽減割合の変更

低所得世帯への均等割、平等割の軽減割合で、本市独自の上乘せ（0.5割）を廃止し、法定の割合に戻します。

所得 ≤ 33万円	【H27】 7.5割軽減 → 7割軽減	【H28】 7割軽減
※所得 ≤ 33万円 + 加入者数 × 26.5万円	5.5割軽減 → 5割軽減	5割軽減
※所得 ≤ 33万円 + 加入者数 × 48万円	2.5割軽減 → 2割軽減	2割軽減

※平成28年度税制改正内容を反映

2. 所得割の税率の変更

所得割の税率を下記のとおり上げます。

	【H27】	【H28】
医療分：所得割率	9.50%	→ 9.60%
後期高齢者支援分：所得割率	2.40%	→ 3.90%
介護納付金分：所得割率	1.90%	→ 2.90%

●今回、改定後の税額の納税通知書は本算定（7月中旬発送）の際お送りします。